

地方創生にかかる包括連携協力に関する協定書

いなべ市（以下「甲」という。）と株式会社中京銀行（以下「乙」という。）は、まち・ひと・しごと創生法第2条の基本理念の本旨にのっとり、「まち・ひと・しごと」の各分野において、もち得る資源を有効に活用し、綿密な相互連携と協力のもと、いなべ市における地方創生の課題解決を図るため、次のとおり地方創生にかかる包括連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、互いの人的資源等を活用し、相互に幅広い連携・協力関係により、地方創生の諸課題に取り組むことで、新たな地域活力の創出、地域経済の発展及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、それぞれ法令の範囲内で次の事項について連携協力する。

- (1) 地方版総合戦略の推進に資すること
- (2) 地域産業の振興と安定した雇用の創出に資すること
- (3) 創業支援など地域経済の活性化に資すること
- (4) 結婚、出産、子育ての切れ目のない支援の推進に資すること
- (5) いなべ市地域ブランド等の魅力発信に資すること
- (6) そのほか、本協定の目的達成のために必要とすること

2 甲及び乙は、前項各号にかかる取組みについて、効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれかから申し出がない場合は、本協定の有効期間の満了から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（信義誠実の尊重）

第4条 甲及び乙は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（雑則）

第6条 本協定に定めるもののほか、連携実施に関し必要な事項及び疑義が生じた事項については、甲乙双方がその都度協議して決める。

2 本協定締結の証として本協定書を2通作成し、それぞれ自署の上1通を保有する。

平成28年1月18日

甲 三重県いなべ市
市長

日 沖 靖

乙 株式会社中京銀行
取締役頭取

室 成 夫